

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る施設の利用について

令和4年5月31日(火)より岩手県から示されている方針に従い体育施設の貸出を行います

【対象施設】北上総合運動公園内の体育施設、和賀川グリーンパークテニスコート、
北上市民江釣子野球場、北上市民江釣子運動場

(1) 体育施設の利用

- **基本的な感染防止対策を徹底した施設利用をお願いします**
- 部活動、スポ少活動については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態を踏まえ、慎重に判断し、活動時間は可能な限り時間短縮を図ること
- 大会、イベント等の参加にあたっては、主催者が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底すること
- 施設を使用する方(団体)は、**利用当日の体調チェック記録表を管理すること**

(2) 大会、イベント等の実施時

- 大会、イベント等の実施は、岩手県または各競技団体等が示すガイドラインに準ずること
- 実施の際は、基本的な感染対策のほか大会・イベント等の開催中や前後における選手、参加者等に係る行動管理を行うなど、**感染防止対策を徹底すること**
- 大会、イベント等の主催者は、参加者の**開催日前2週間の体温を測定、記録した書類と利用当日の体調チェック記録表を管理すること**